

論点に対する回答

重点分野	地方税
省庁名	総務省
論点	<p>1. 大法人の法人住民税・法人事業税の電子申告（eLTAX）利用率 100%について</p> <p>① 2020 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度につき、大法人の法人住民税・法人事業税等の電子申告が義務化されています。大法人の電子申告率のこれまでの推移及び最新の状況についてお示しください。また、義務化の円滑な施行に向けたこれまでの取組をお示しください。併せて、大きなトラブル（苦労したこと）があればお示しください。</p>

【回 答】

① 《大法人の電子申告率の推移及び最新の状況》

平成 29 年度から平成 30 年度における電子申告義務化対象法人の eLTAX 利用率の推移は、

	平成 29 年度	平成 30 年度
地方法人二税申告	54.4%	61.7%

となっている。

（注）平成 28 年度以前の利用率は把握していない。

《義務化の円滑な施行に向けたこれまでの取組等》

義務化の円滑な施行に向け、令和元年 9 月の eLTAX 更改後において、eLTAX の送信容量の増大や受付時間の拡大等の環境整備を実施したほか、電子申告義務化対象と見込まれる法人や税理士会に対し、国税庁と地方団体が協力しながら、リーフレットの送付、説明会の実施をした上で、必要に応じ個別訪問等の勧奨を行っており、総務省としても、令和 2 年 1 月 23 日に発出した事務連絡にて、地方団体へ再度周知を行うなど、取組を行っているところ。

重点分野	地方税
省庁名	総務省
論点	<p>2. 中小法人の法人住民税・法人事業税の電子申告（eLTAX）利用率 70% について</p> <p>② 中小法人の電子申告率のこれまでの推移を示すとともに、目標の最新の達成状況について、可能な限り定量的・具体的にご説明ください。</p> <p>③ 最新の達成状況を踏まえ、電子申告（eLTAX）利用率 70%以上の目標達成までの道筋、今後の取組について、具体的、定量的にご説明いただきたい。この場合、進捗の可視化を図るため、月次の進捗目標を設定して進捗管理を行うことが適切と考えられるが、貴省の考えをお示しく下さい。（可能な限り、具体的な月次目標についてお示しく下さい。月次目標設定が困難な場合はその理由をお示しく下さい）</p> <p>④ 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、「将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（eLTAX）利用率 100%」との目標について、実現に向けた今後の取組方針、スケジュール等について、具体的にお示しく下さい。なお、仮に短・中期的に電子申告利用率 100%の達成が困難と考える場合には、その理由を具体的にお示しく下さい。</p>

【回 答】

② 平成 29 年度から平成 30 年度における中小法人の eLTAX 利用率の推移は、

	平成 29 年度	平成 30 年度
地方法人二税申告	66.6%	70.4%

となっており、電子申告（eLTAX）利用率 70%の目標は達成している。

③ 前述のとおり、平成 30 年度において、電子申告（eLTAX）利用率 70%以上の目標は達成しており、そのため、月次の進捗目標を設定することは不要である。

④ 社会全体のコスト削減を図ることは重要であることから、中小法人の地方法人二税の申告について、「将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（eLTAX）利用率 100%」に向けて、取り組んでいくことが必要と考えている。

一方、大法人の電子申告義務化を実施する際にも、前述のとおり綿密な

環境整備をしたところ。

仮に中小法人の電子申告義務化を実施するのであれば、中小法人が電子申告を行える環境が整っていることを前提として、丁寧な対応が必要となる。

しかしながら、例えば、中小企業庁が発表した、「2016年版中小企業白書～未来を拓く稼ぐ力～」によれば、中小企業における記帳を行う際のITの活用状況について、

- ・ 経営で記帳する際にパソコンを利用していない中小企業が約2割
- ・ さらに、パソコンを利用している中でも会計ソフトを利用せずに記帳している中小企業が約3割

あるとされており、依然としてITを活用せずに記帳を行っている中小法人も一定程度いるものと考えられる。

(参考) 中小企業における記帳の際のITの活用状況(中小企業白書2016年)

- ・ パソコン利用 : 76.5% (未利用 23.5%)
- ・ 会計ソフト利用 : 69.4% (未利用 30.6%)

このように、必ずしも電子申告が行える環境が整っていない現状において、電子申告利用率100%を達成するため、中小法人の電子申告義務化を直ちに実施することは社会的影響が大きいものと考えている。

いずれにしても、大法人の電子申告義務化もまだ適用が開始されておらず、その履行状況等を踏まえて、将来的に検討されるものと承知しているが、引き続き、地方団体と連携しながら、電子申告が推進されるよう利用勧奨に取り組むこととしている。

重点分野	地方税
省庁名	総務省
論点	<p>3. 電子納税の推進について</p> <p>⑤ 電子納税の利用率の状況について、お示し下さい。併せて、更に電子納税の利用率を引き上げる上での課題及び今後の取組についてご説明ください。</p> <p>⑥ 固定資産税の電子納税に向けた検討の進捗状況についてご説明ください。</p>

【回 答】

- ⑤ 総務省においては、これまでも各地方団体の収納チャネルの多様化を推進している。令和元年10月からは地方税共通納税システムが稼働し、ダイレクト納付やインターネットバンキングによる電子納税が可能となっており、電子納税の推進を積極的に行っている。

個人の納税者に関しては、地方団体の努力により口座振替やコンビニ納付等の収納チャネルが多様化され、普及している状況である。例えば、個人の納税者が多い固定資産税においては、口座振替とコンビニ納付を併せた利用率は約6割であり、同じく自動車税においては約5割となっている。引き続き収納チャネルの多様化を推進しつつ、更なる利便性向上に取り組んでまいりたい。

他方で、法人の納税者については、金融機関窓口での納付が納付手段の大半を占めていると考えられる。これは、取引先への支払等のために金融機関に向いた際に国税と地方税の納付を併せて行うといった国税と同様の要因に加えて、電子納税の導入自体が個々の地方団体が個別に行う必要があったため導入が進んでいなかったことも要因と考えられる。こうした中、地方税共通納税システムの稼働により、すべての地方団体で電子納税が可能となり、国税庁と連携して、国税・地方税と併せて電子納税の利用勧奨を行うことも可能となることから、電子納税の利用率の向上に大きく寄与するものと考えている。

総務省においては、今後、関係機関と連携し、地方税共通納税システムにより効果的な利用勧奨を行っていくとともに、機能改善による利便性の更なる向上を図るなど、電子納税の一層の推進に向けて取り組んでまいりたい。

- ⑥ 地方税共通納税システムの対象税目において、賦課税目である固定資産税を追加することについては、
- 申告税目については、納税者からの申告に基づき税額を確定する仕組み

みであり、既に電子申告を行う環境が整備されている中で、電子申告の情報を活用することにより、申告から納税までの手続をオンラインで行うことが可能となった。

一方で、賦課税目については、納税者からの申告がなく、課税庁である地方団体が税額を決定し賦課する仕組みであり、課税庁が納税者に対し税額や納付時期などを納税者に知らせる納税通知書及び課税明細書に記載される情報を電子的に納税者へ送信する仕組みや税額等の情報と電子納付される金額等の情報を紐付ける仕組みについては現在なく、納税者側の環境整備や地方団体の実務・コストメリットの精査が必要であること、

- 賦課税目の中でも、個人の納税義務者については、地方団体の努力により収納チャネルの多様化が進んでおり、すでに納税者の利便性の一定の向上が図られていること、

等を踏まえる必要があり、また、地方税共通納税システムが、地方共同法人である地方税共同機構において、すべての地方団体の負担金で運営されていることから、地方団体の理解を得なければ進められないことに留意する必要があると考えている。

こうした中で、固定資産税のうち、償却資産に対する課税については、まずは電子納税の前提となる電子申告の利用率向上に取り組むこととしており、令和2年度税制改正における議論を経て、eLTAXの利便性の向上やエラーチェック機能の強化などの環境整備を進めるとともに、地方団体と連携しながら、電子申告が推進されるよう利用勧奨に取り組むこととしている。

一方で、納税者の負担軽減の観点から、地方税共通納税システムの対象税目を可能な限り早期に拡大していくことは重要であると考えており、令和元年9月に立ち上げた「地方税における電子化の推進に関する検討会」において検討し、令和2年度税制改正における議論を経て、個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割について、令和3年10月1日以後の申告及び納入から対象とすることとしている。

重点分野	地方税
省庁名	総務省
論点	<p>4. eLTAX の使い勝手の大幅改善</p> <p>⑦ 利用満足度に係るアンケートの実施状況及び結果概要をお示しいただくとともに、当該アンケート結果の活用状況について、具体的にご説明ください。</p> <p>⑧ eLTAX の使い勝手の改善に関して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人共通認証基盤（ID・パスワード方式）の利用 <p>について、昨年4月11日の行政手続部会の審議後の検討の進捗状況をお示しください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、eLTAX 受付時間について、通年24時間化の可能性を含め、拡大が検討されているか、お示しください。 <p style="text-align: center;">（参考）eLTAX の受付時間（地方税ポータルシステム HP） 8:30～24:00 土・日・祝日、年末年始12/29～1/3は除く ※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけません</p>
【回答】	<p>⑦ 総務省においては、地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）を納税者にとって利用しやすいシステムにしていきたいと考えており、今後のシステム開発や運用等の参考とするため、地方税共同機構において、平成30年2月にアンケートを実施したところ。</p> <p>その結果、平成30年2月の1ヶ月において、389件の回答があったところ。アンケートにおいて、5段階評価のうち、上位評価（上位二段階）を得た割合は58%となっている。</p> <p>また、要望のあった事項については予算の制約はあるものの実現可能なものから、システム開発や運用等の改善を行っている。</p> <p>具体的には、eLTAX 受付時間や送信容量の拡大、eLTAX を利用可能なブラウザに Microsoft Edge を追加するなど、対応を進めているところ。</p> <p>今後においては、地方税共通納税システムが稼働されたこと等から、必要に応じてアンケートを実施し、引き続き、eLTAX の使い勝手が向上するようにアンケート結果を活用し、システム開発や運用等を改善してまいりたい。</p> <p>⑧ 法人共通認証基盤（ID・パスワード方式）の利用については、関係省</p>

庁と連携し、検討を開始したところ。

検討状況としては、eLTAXは利用者IDを主キーとして認証を行うが、給与支払事務所が複数存在する場合には、事業所の利便性を考慮して事務所ごとに別々のID及びパスワードを取得することを認めているなどの違いを踏まえつつ、法人共通認証基盤とeLTAX利用者IDとの紐付をどのように行うかといったeLTAXのシステム面における課題・懸案事項等の洗い出しを実施し、関係省庁と協議を行っている。

今後とも総務省としては、関係省庁や地方税共同機構とも協議しつつ、法人共通認証基盤の利用の可能性について、引き続き検討してまいりたい。

また、eLTAX受付時間については、令和元年9月のeLTAXシステム更改後は、年末を除く毎月の最終土日及び所得税の確定申告期である1月中旬から3月中旬は土日祝日を含めて全ての日で稼働している。

令和2年1月からは、申告件数の多い1月15日から1月31日について、24時間運用としている。

更なる運用時間の拡大については、費用対効果や地方団体の意向等にも留意しながら、引き続き検討してまいりたい。

重点分野	地方税
省庁名	総務省
論点	<p>5. 国税との情報連携の徹底</p> <p>⑨ 国税と地方税の情報連携に関して、昨年4月以後の検討等の進捗状況等についてご説明ください（昨年4月11日の行政手続部会への提出資料（事後的に提出されたものを含む）において、予定、検討、協議・調整とされている事項については、必ず、その後の検討等の状況をご説明ください）。</p>
<p>【回答】</p> <p>⑨ 国税と地方税の情報連携に関して、以下の対応を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開廃業・異動等に係る提出の電子的提出の一元化 法人の開廃業・異動等に係る届出内容を e-Tax ソフトに入力すれば、国税及び地方税双方の届出書を自動作成し、納税者はそれらを e-Tax に送信すれば、地方税に係る届出書は e-Tax から eLTAX に自動送信する仕組みを国税庁と連携して開発しており、令和2年3月に導入する予定である。 ・ 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除 法人税申告情報を e-Tax ソフトで入力した場合には、eLTAX における重複情報に係るデータを eLTAX ソフト（PCdesk）にインポートする機能を国税庁と連携して開発しており、令和2年3月に導入する予定である。 ・ 財務諸表の提出先の一元化 e-Tax により法人税の申告を行う際に、財務諸表を電子的に提出している場合には、納税者が予め指定した地方団体に対して、その提出された財務諸表を e-Tax から送信する仕組みについて、国税庁と連携して開発しており、令和2年4月に導入する予定である。 また、「財務諸表の提出の一元化」の仕組みの導入に伴い、納税者等が指定した地方団体に対して、e-Tax 等により提出された連結親法人又は連結子法人の個別帰属額等の届出書について、e-Tax から送信する仕組みを国税庁と連携して開発しており、令和2年4月に導入する予定である。 ・ 法人税の所得金額等のデータ連携 法人税の所得金額等の情報を市町村に対してデータ連携を行う仕組みについて、国税庁と連携して検討しており、令和3年度末までに導入する予定である。 	

・ 地方税から国税への情報連携

地方税当局から国税当局への情報連携としては、現在、

- ① 地方税当局に提出された給与支払報告書等により把握された所得控除や合計所得金額の変更に係る情報（扶養是正情報、申告漏れの収入情報、無申告情報）の提供
- ② 地方税当局が受理した所得税確定申告書の情報の引継ぎなどが実施されているところ。

総務省において、データによる情報連携の推進には、今後も引き続き、地方団体への利用勧奨等を行ってまいりたい。

重点分野	書式・様式の標準化・共通化
省庁名	総務省
論点	<p>6. 書式・様式の標準化・共通化の推進</p> <p>⑩ 「行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針）」（令和元年7月29日改定）別添1の表の地方税関係の書式・様式（5. 保険契約照会様式～14. 特別徴収切替申出書。53～56頁）について、同表に記載された事項以後の取組内容及び進捗状況（標準書式や統一フォーマットの普及率の改善状況など）を具体的にお示してください。また、標準書式の採用状況等については、定期的に調査を行って確実に取り組んでいく必要があると考えるが、いかがか。</p>
【回答】	<p>⑩ 別紙参照。</p>